



大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

(更新の申請)

第9条 法第78条の12、第115条の11及び第115条の21において準用する法第70条の2第1項並びに第86条の2第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第107条の2第1項の規定による指定の更新並びに法第94条の2第1項及び第108条第1項の規定による許可の更新(第14条において「指定等の更新」という。)申請は、指定・許可更新申請書(様式第8号)により行うものとする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。